

会員会費および寄附の税制優遇措置について

港区社会福祉協議会へご納入いただいた会員会費およびご寄附は、税制上の優遇措置の対象です。それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。

なお、優遇措置を受けるためには、確定申告に際して**本会が発行した領収書**が必要です。

会員会費について、郵便局（ゆうちょ銀行）・コンビニエンスストアからの納入、銀行口座振替（口座引落とし）、銀行振込によるご納入で、領収書が必要な場合は、恐れ入りますが本会までご連絡ください。

領収書の再発行は致しませんので、相当期間大切に保存してください。

1. 会員会費（個人会員）・個人による寄附

(1) 所得税の寄附金控除について

本会の会員会費または寄附を納入した個人は、確定申告によって所得税法上の「所得控除」（所得税法第78条第2項第3号該当）または「税額控除」（租税特別措置法第41条18の3第1項）を受けることができます。

① 所得控除

下記の計算式による金額が、税率を乗じる前の年間所得金額から控除されます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、その年中の総所得} \\ \text{金額等（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額）} \\ \text{の40\%相当額のうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円}$$

② 税額控除

下記の計算式による金額が、支払うべき年間所得税額から直接控除されます。

$$\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、その年中の総所得} \\ \text{金額等（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額）} \\ \text{の40\%相当額のうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} \right\} \times 40\%$$

※ 税額控除の際の控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

会員会費または寄附を納入した個人で、(1)②の税額控除を選択される場合は、確定申告の際、本会が発行した領収書の他に、「税額控除に係る証明書」の写しが必要です。必要な場合はホームページから印刷してください。

FAXや郵送を希望される方は、お手数ですが本会までご連絡ください。

(2) 個人住民税の控除について

本会の会員会費または寄附は、東京都および港区の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定されています。（地方税法第37条の2第1項第3号、港区特別区税条例第20条の2該当）ただし、本会に会員会費または寄附を納入した翌年の1月1日現在、港区内にお住まいの方に限られます。

$$(\text{寄附金合計} - 2,000 \text{円}) \times 10\% \text{（特別区民税分 } 6\% \text{、都民税分 } 4\%)$$

※ 寄附金額は、前年の総所得金額等の30%が限度です。

2. 会員会費（法人会員）、法人による寄附

本会の会員会費または寄附を納入した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入することができます（（1）、（2）の併用が可能です）。

なお、会計処理において必ず損金経理の実施が必要となります。

（1）一般損金算入限度額（法人税法第 37 条第 1 項該当）

$$\{ \text{期末資本金等} \times 2.5 / 1,000 \times \text{事業年度の月数} / 12 \\ + (\text{所得金額} + \text{支出した寄附金額}) \times 2.5 / 100 \} \times 1/4$$

※ 上記の一般寄附金の損金算入限度額は社会福祉事業を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

（2）社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第 37 条第 4 項該当）

社会福祉法人等に対する寄附金は、その合計額について上記（1）の一般損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。

$$\{ \text{期末資本金等} \times 3.75 / 1,000 \times \text{事業年度の月数} / 12 \\ + (\text{所得金額} + \text{支出した寄附金額}) \times 6.25 / 100 \} \times 1/2$$

その他、寄附金控除等についての詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。



社会福祉法人 港区社会福祉協議会

〒106-0032 港区六本木 5-16-45

港区麻布地区総合支所 2 階

電話 03-6230-0280 FAX 03-6230-0285

URL <http://www.minato-cosw.net/>



第7号様式（第3条、第4条関係）

税 額 控 除 証 明 書

28港保福第2846号
平成29年2月24日

社会福祉法人 港区社会福祉協議会
会 長 柴 山 義 光 様

港区長 武 井 雅 昭



貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

本証明書の有効期間

平成29年 2月24日 から 平成34年 2月23日まで